

『互助会の運用と税務』



メルマガ通信第84号(2009年8月14日発行)に掲載した「互助会設立と税務」の続編である。筆者は大学で企業福祉を講義するかたわら、企業の福利厚生制度についてコンサルティングを行っている。互助会、共済会、厚生会(以下、互助会等という)は、古くからある福利厚生の運営方法であるが、今その価値が見直され、再活用されようとしている。

掛金の負担

まずその典型的な運営をみてみよう。まず掛金は労使共同で負担しているものがほとんどである(なかには従業員の掛金だけの従業員互助会もみられる)。従業員掛金は、給与天引きで集められる。掛金の算定方法は、互助会員一律の定額(500円、1,000円など)とする方法と、給与比例(基本給の0.5%など)で会員ごとに異なる方法で大きく分かれる。一般に掛金額が高くない互助会等では定額が、掛金額が高いと給与比例が多い。また自治体の職員向け互助会等ではほとんど給与比例である。互助会の相互扶助という理念からいえば全員一律定額が望ましいが、負担力に応じた給与比例もある意味で相互扶助にかなっているともいえる。

会社側掛金の拠出方法は2種類ある。まず会社が直接、互助会等の口座に入金する方法である。手間がかからないのがメリットであるが、後述のように税務上の手続きが煩雑であり、どちらかといえば小規模な互助会等に多く見られる。もうひとつは会社拠出額を従業員に給与として上乘せして払う方法である。「互助会費補助」「互助会手当」など名称はさまざまである。福利厚生費であるが、税務上は給与とみなされる。従業員の給与からは、従業員掛金額と会社拠出額をあわせて天引きし、互助会等口座に入金する。この時点で会社の拠出額は損金(給与に算入できる)。

一方、前者のように会社拠出額を直接入金する方法では、入金時点では拠出額は損金とはならない。それは互助会等に経済的に独立性がなく、会社外部に支出したとはみなされないからである。それが損金とみなされるのは、実際に互助会等から会員に互助会等名義で慶弔金や補助金が給付された時点である。

福利厚生事業

次に、互助会等の事業として、どのような福利厚生制度が実施されているかをみてみよう。もっとも基本的なものは慶弔給付である。慶弔給付には、結婚祝金、出産祝金、入学祝金、進学祝金、子女の成人祝金などがある。弔事給付には、死亡時の弔慰金(対象は本人、配偶者、子女、親、兄弟など)、休業見舞金(傷病起因での休職に対して)、入院見舞金、災害見舞金(火事、災害での住宅被害に対して)などがある。死亡時には、弔電・供花を送ることもある。また勤務先退職時に互助会等も同時に退会することになるため、退会餞別金を給付することもある。

慶弔給付以外には、相互扶助の観点から、互助会等の積立金を原資に貸付事業も営まれている。貸付利率は、市中金利より低利または無利息である。

また、補助事業を行っていることも多い。具体的には、宿泊補助金、自己啓発補助金、育児補助金などである。さらには福利厚生事業として、スポーツクラブの法人会員となったり、リゾート会員権を取得して、会員が安くスポーツ施設やリゾートホテルを利用できるレジャー事業を展開している互助会等も多い。補助事業、レジャー事業は、相互扶助から一歩拡大して、会費の公平な還元を狙ったものといえる。

会員に対する税務

これらの福利厚生給付によって発生する会員(従業員)の経済的利益に対する所得税税務をみてみよう。

まず甲事給付については、所得税法施行令第30条(非課税とされる保険金、損害賠償金等)第3項「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金」および所得税基本通達9-23(葬祭料、香典等)「葬祭料、香典又は災害等の見舞金で、その金額がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては、令第30条の規定により課税しないものとする。」に該当するとみることができる。

休業給付についても、所得税基本通達9-24(失業保険金に相当する退職手当、休業手当金等の非課税)「次に掲げる給付については、課税しないものとする。(中略)(3) 労働基準法第76条第1項《休業補償》に定める割合を超えて休業補償を行った場合の当該休業補償」にあたりとみられる。

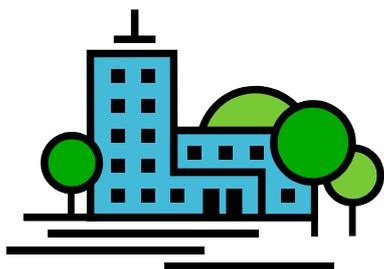
慶弔給付についても、所得税基本通達28-5(雇用契約等に基づいて支給される結婚祝金品等)「使用者から役員又は使用人に対し雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品は、給与等とする。ただし、その金額が支給を受ける者の地位等に照らし、社会通念上相当と認められるものについては、課税しなくて差し支えない。」とあり、給付額が相応であるなら、非課税となる。

貸付事業においては、市中金利より低金利または無利息で貸付を受けられることが多く、経済的利益が発生するとみられるが、それについては、所得税法基本通達36-28(課税しない経済的利益……金銭の無利息貸付け等)において課税しなくてよい要件が定められている。例えば、災害・疾病などによる臨時的生活資金の貸付は合理的な期間内に返済すればよい。また利息軽減による経済的利益が年間5,000円以下と計算される場合である。

法人会員権の利用等により、市中料金より安くスポーツクラブやリゾート施設が利用できることによる経済的利益については、所得税基本通達36-29(課税しない経済的利益……用役の提供等)にあたりと解釈されているようである。この通達は会社施設を安価で利用することによる経済的利益に対する非課税の要件を定めたものであるが、会社提携契約による施設についても準用されていると考えられる。

参考 所得税基本通達 36-29

「使用者が役員若しくは使用人に対し自己の営む事業に属する用役を無償若しくは通常対価の額に満たない対価で提供し、又は役員若しくは使用人の福利厚生のための施設の運営費等を負担することにより、当該用役の提供を受け又は当該施設を利用した役員又は使用人が受ける経済的利益については、当該経済的利益の額が著しく多額であると認められる場合又は役員だけを対象として供与される場合を除き、課税しなくて差し支えない。」



< 著者プロフィール >

可児 俊信 氏

C F P (R)、米国税理士 (Enrolled Agent)、D C アドバイザー、D C プランナー 1 級

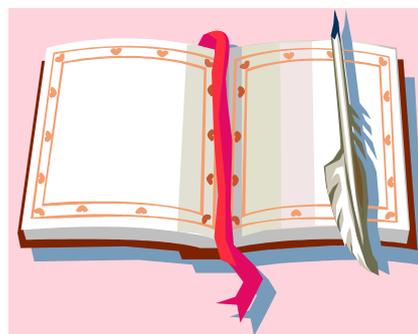
株式会社ベネフィット・ワン ヒューマン・キャピタル研究所所長

千葉商科大学 会計大学院会計ファイナンス研究科教授

大学で企業福祉を講義するかたわら、企業の福利厚生制度についてコンサルティングを行っている。

新聞、雑誌への寄稿多数。

kani@cuc.ac.jp



今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488